

令和 8 年 6 月 25 日
総務部人事課

酒気帯び運転に係る懲戒処分について

このことについて、次のとおり懲戒処分を行いました。

事案概要	被処分者は、令和 8 年 3 月 24 日、本市内の飲食店で飲酒後、翌 25 日午前 0 時過ぎ、本市美幸町地内の道路路肩に停車した車中で睡眠中に、警察官に職務質問され、呼気検査を受けた結果、基準値を超える濃度のアルコールが検出され、検挙された。 その後、令和 8 年 6 月 22 日に裁判所から道路交通法違反（酒気帯び運転）により、罰金 30 万円の略式命令を受けたもの。
処分内容	停職（12 月間）
処分年月日	令和 8 年 6 月 25 日
被処分者の所属部局、 役職、性別、年齢	市長政策部の男性課長(40 代)